

第 65 号

令和8年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容台数 335台

(2) 年間総駐車台数 214,000台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益 118,822千円

第1項 営業収益 111,240千円

第2項 営業外収益 7,582千円

支 出

第1款 事業費 29,068千円

第1項 営業費用 28,012千円

第2項 営業外費用 56千円

第3項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額50,707千円は、過年度分損益勘定留保資金707千円及び地域振興積立金50,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 0千円

支 出

第1款 資本的支出 50,707千円

第1項 他会計への繰出金 50,000千円

第2項 企業債償還金 707千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は10,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,235千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬